

## 佐賀県告示第 199 号

平成 10 年 1 月 12 日付け佐賀県指令 9 港第 4 号で免許した呼子港の公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条ノ 2 第 1 項の規定により、埋立地用途変更の許可申請があったので、同法第 13 条ノ 2 第 2 項の規定において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この申請に利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに呼子港港湾管理者の長佐賀県知事山口祥義に対して意見書を提出することができる。

令和 6 年 9 月 24 日

呼子港港湾管理者の長

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 申請年月日 令和 6 年 7 月 18 日
- 2 申請人の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - (1) 名称 唐津市
  - (2) 所在地 唐津市西城内 1 番 1 号
  - (3) 代表者の氏名 唐津市長 峰 達郎
- 3 埋立地用途変更の内容

| 変更前             |                     |               | 変更後    |            |               |
|-----------------|---------------------|---------------|--------|------------|---------------|
| 用途              | 配置                  | 規模<br>(ヘクタール) | 用途     | 配置         | 規模<br>(ヘクタール) |
| 便益施設用地          | 埋立地の南西側に位置          | 約 0.8         | 便益施設用地 | 埋立地の南西側に位置 | 約 0.4         |
| スポーツ・レクリエーション用地 | 埋立地の中央部から南東側にかけての位置 | 約 1.1         |        |            |               |
| 水産業関連用地         | 埋立地の北東端に位置          | 約 0.7         |        |            |               |

|       |  |       |       |                            |       |
|-------|--|-------|-------|----------------------------|-------|
| 緑地    | ①埋立地の中央部から北西側にかけての位置<br>②埋立地の南東端に位置<br>③埋立地の南東端に位置<br>④埋立地の南東端に位置<br>⑤埋立地の南東端に位置 | 約 1.1 | 緑地    | ①埋立地の南東側に位置<br>②～⑤変更前に同じ   | 約 0.8 |
| 駐車場用地 | 埋立地の南東側に位置   | 約 0.6 | 駐車場用地 | 埋立地の南側に位置                  | 約 0.1 |
| 道路用地  | 埋立地の南東側で便益施設用地、スポーツ・レクリエーション用地と駐車場用地との間に位置                                       | 約 0.3 | 道路用地  | 埋立地の南東側で便益施設用地と駐車場用地との間に位置 | 約 0.2 |

4 申請に係る書面及び関係図書の縦覧場所並びに期間

- (1) 縦覧場所 佐賀県地域交流部港湾課及び唐津土木事務所
- (2) 縦覧期間 告示の日から起算して3週間